

新富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫及び多頭飼育により過剰繁殖した猫による被害の拡大を防止し、町内の公衆衛生の向上と良好な生活環境を維持する活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、町内に住み着いている猫
- (3) 不妊手術 猫に対する不妊又は去勢手術
- (4) 多頭飼育崩壊現場 飼い主の無秩序な飼い方によって猫が異常繁殖し、飼い主が飼育不可能となった場所

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせることができる者
- (2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理ができる者

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫については、チケットの交付対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第1号）及び飼い主のいない猫の証言書（様式第2号）（以下「証言書」という。）を町長に提出するものとする。ただし、多頭飼育崩壊現場においては、証言書の提出を要しないものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、チケッ

トの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（チケットの交付）

第7条 町長は、前条に規定する交付決定を行ったときは、チケットの交付を合わせて行うものとする。

（活動報告）

第8条 チケットの交付を受けた者は、不妊手術終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第5号）を提出し、又はチケットを利用しなかったときは、速やかにこれを返却しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 チケットの交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定による決定の全部又は一部を取消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

（1）チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。

（2）その他町長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、町長は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケットの返還通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（免責）

第10条 町は、交付したチケットの利用等、本事業に関連して生じた事故、係争等について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

新富町長 殿

住所

氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書

さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、新富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）取扱要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

1 交付条件

- (1) 本事業の実施（捕獲・病院等への運搬・解放など）は、責任をもって行うこと。
- (2) チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。
- (3) チケットを利用する場合は、新富町内の猫についてのみ使用すること。
- (4) 誤って対象外の猫に不妊手術を行わないよう、地域への周知と対策を徹底すること。
- (5) 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意すること。
- (6) 不妊手術実施後、その猫が適切な場所にて生涯を全うするよう努めること。

2 捕獲場所

新富町

3 申請枚数

_____枚

4 利用予定動物病院

5 特記事項

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数を交付できない場合があります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

飼い主のいない猫の証言書

新富町長 殿

証言者1 住所・連絡先

〒 _____

新富町 _____

電話 _____

氏名 _____

証言者2 住所・連絡先

〒 _____

新富町 _____

電話 _____

氏名 _____

本申請書に記載のある猫について下記のとおり証言します。

記

- 私たち2名は、本申請書に記載のある猫の生息地の近隣に居住しています。
- 私たち2名は、本申請者の家族ではありません。
- 本申請書に記載のある猫は、すべて飼い主がいません。
- 本申請書に記載のある猫は、耳がV字にカットされていません。

以上

※注意：「証言者1」と同居する町民は、「証言者2」になることができません。また、後日、証言内容等について町から証言者に調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

新富町長

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書

年 月 日付けで申請された新富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 チケット交付枚数 枚

2 交付条件

（1）チケットの利用に当たっては、新富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱及び新富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書に記載された事項を守ること。

（2）不妊手術が終了したら速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書を提出すること。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

新富町長 殿

住所

氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

下記のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用しましたので、新富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第8条の規定により報告します。

記

1 交付枚数 枚

2 利用枚数 枚 【内訳】 オス 頭 メス 頭

3 返却枚数 枚

4 利用の詳細

番号	チケット番号	毛色・特徴	性別	保護日	保護場所	手術日	病院名
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

新富町長

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケットの返還通知書

下記のとおり 年 月 日付け新富町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第6条の規定による交付決定を取消し、既に交付したチケットの返還を命じることを、同要綱第9条2項の規定により通知します。

記

1 チケット交付枚数 全部取消・一部取消

2 取り消す理由

- チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- その他町長が必要と認めたとき（ ）

3 返還すべき枚数 枚

4 返還期限 年 月 日まで